

# 研修所における知財人材育成のための活動

—特に実務修習および新人研修から見た知財人材育成のための活動—

日本弁理士会研修所所長 真田 有



## 要 約

日本弁理士会研修所における知財人材育成のための活動を報告するに当たり、まず、平成19年弁理士法改正前に議論された弁理士研修制度の見直しについて述べ、次にこの研修制度の見直しによって誕生した実務修習制度の変遷・経緯等について詳細に述べるとともに、同研修所における実務修習から見た知財人材育成のための活動にふれる。更に日本弁理士会が長年行ってきた新人研修の変遷・経緯についても詳細に述べたあと、同研修所における新人研修から見た知財人材育成のための活動にふれる。最後に、日本弁理士会研修所が行っている他の研修（継続研修、能力担保研修、知財ビジネスアカデミー（IPBA）事業による研修）にもふれる。

## 目次

1. はじめに
2. 弁理士研修制度の見直し
3. 実務修習から見た知財人材育成のための活動
4. 新人研修から見た知財人材育成のための活動
5. その他
6. おわりに

技能及び専門的応用能力を修得できるようにするための研修であって、弁理士登録前後に実務修習及び新人研修を受講することによって、新人弁理士が知財専門人材としての基礎を身につけることができるようになっている。

なお、知的財産人材育成総合戦略が求める知財マネジメント人材やグローバル知財人材の育成については、その後の会員の研修に委ねられることになる。

## 1. はじめに

平成23年度に、知財人材育成推進協議会が提言しているように、2006年以降、グローバルネットワークで連結されたグローバル市場での競争が激化した環境の中で、産業競争力の強化に向けて、これまで重要視されてきた知的財産の保護・活用に直接的に関わる人材（知財専門人材）に加え、国際標準や知的財産を戦略的に活用できる人材（知財マネジメント人材）や世界を舞台に知的財産分野で活躍できる人材（グローバル知財人材）が求められている。

日本弁理士会は会員（弁理士）が上記のような環境変化に対応できるような人材を育成すべく種々の研修を企画し実施しているが、今回は、研修所における知財人材育成のための活動、とりわけ実務修習および新人研修（新人養成研修を含む）から見た知財人材育成のための活動について報告する。

実務修習制度は弁理士となるのに必要な技能及び専門的応用能力を修得させることを目的としており、新人研修は実務修習を修了した新人弁理士が更に必要な

## 2. 弁理士研修制度の見直し

### 2-1. 弁理士の研修制度を巡る議論

平成19年弁理士法改正前になされた弁理士の研修制度を巡る議論は以下のとおりである。<sup>(1)</sup>

弁理士は資格を取得しさえすれば、その資格は永続的に有効であり、資格取得後の資質の維持・向上について義務的な措置は存在しない。日本弁理士会で弁理士の業務に係る会員研修等を行っているが、任意研修であり受講者数は必ずしも多くなく、任意研修の形で会員の受講者数を上げていくのは困難な状況にある。

さらに、ユーザーから、弁理士としての付加価値を何ら付けずに企業と特許庁間の繋ぎしかしていない、資格は有するものの明細書・答弁書の作成等の実務能力が不足している、弁理士間の能力や対応状況のばらつきが大きくなっている等の意見、特許庁審査官からは、弁理士が法令・審査基準の改定等の内容を理解していない場合が少なくないとの指摘がある。

また、弁理士の実務能力レベルについては、合格者の資質の水準自体は従来と同様であっても、近年の弁理士試験の合格者数の増加に伴い特許事務所や企業に勤務した経験がない合格者が増加し、実務能力の乏しい弁理士が増加することで出願人へのサービスの質が低下するのではないかと懸念が指摘されている。

このような指摘を受けて、産業構造審議会知的財産政策部会弁理士制度小委員会において、平成12年法の改正に伴う5年後見直しの議論の中で、上記問題点も含めて検討を行ったところ、

- (1) 新人弁理士の実務能力を担保する観点から行う義務研修としての実務修習、及び、
- (2) 既に日本弁理士会に登録している弁理士の専門能力の維持・向上を図る観点から継続的に行う義務研修についての導入が必要との方向性が示された。

その後、これらの検討を踏まえた法改正がなされ、第166回通常国会において、既登録弁理士の継続研修及び弁理士登録前の実務修習の義務化を含む弁理士法の改正案が可決・成立し公布された(平成19年6月20日公布 法律第91号)。

同改正法の中で、

- (1) 実務修習については、指定修習機関が実務修習事務の実施に関する規程「修習事務規程」で定めるべき事項(第16条の6第2項)、同規程の認可の基準(第16条の6第4項)及び実務修習の細目(第16条の15)について、省令で定めることとされ、
- (2) 継続研修については、日本弁理士会が行うこととされ、内容については省令で定めることとされた(第31条の2)。

そして、具体的な研修制度の策定に当たっては、特に以下のような事項について、特許庁総務部長の下に検討会を設置し、有識者から意見を聴取することとされた。

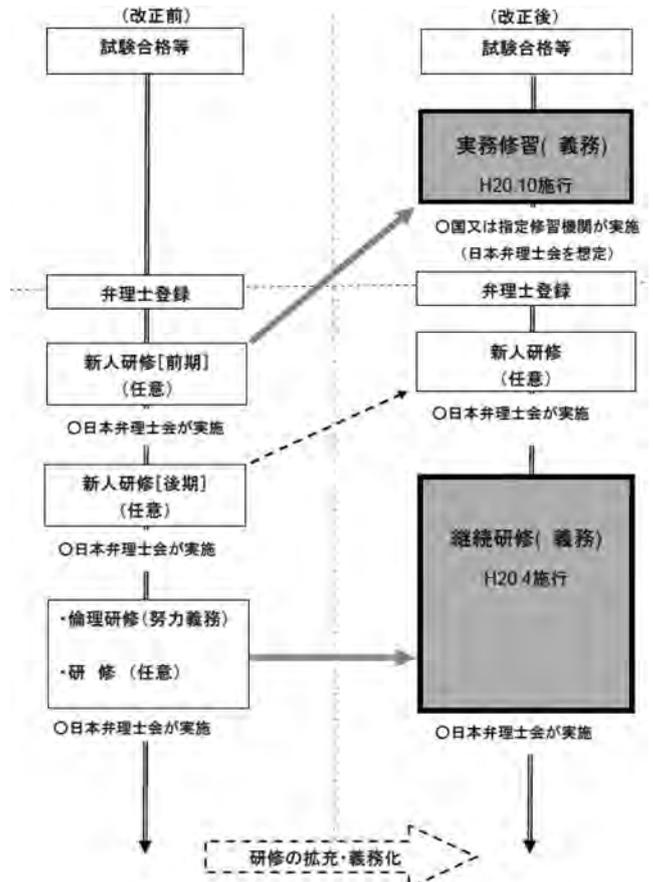
- (1) 実務修習については、
  - ・開催時期及び回数について
  - ・必要な科目、時間数及び修習方法について
  - ・科目免除について
  - ・その他実務修習の運用について
- (2) 継続研修については、
  - ・受講期間、科目及び時間(単位)等について
  - ・単位のみなし付与及び研修の免除・受講期間変更について

ついて

- ・運用方法について
- ・その他継続研修の運用について

なお、弁理士の研修制度の見直しを行う前後の研修の様態を示すと、図2-1のようになる

図2-1



この図から分かるように、改正前の弁理士は弁理士登録後に任意の新人研修(前期、後期)、及び任意の研修を受ければよかったのに対し、改正後は弁理士試験合格者等に弁理士登録要件としての実務修習を義務づけ、更に弁理士登録後に弁理士は新人研修(任意)更には義務の継続研修を受けることになった。これにより研修の拡充と義務化がはかれたことになる。

以下においては、実務修習と新人研修に着目して、研修所における知財人材育成のための活動について述べる。

### 3. 実務修習から見た知財人材育成のための活動

#### 3-1 実務修習制度制定のいきさつ

実務修習制度のいきさつについては、上記弁理士の研修制度の見直しで述べたとおりであるが、上記でも述べた具体的な研修制度の策定に当たっての開催時期

等の事項についても、弁理士の実務修習制度等に関する検討会報告書（平成19年10月）において、詳細に報告されている。<sup>(2)</sup>

この報告書によれば、以下のとおりである。

まず、弁理士登録前の実務修習については、新人弁理士として最低限必要な知識・資質を備えるため、弁理士登録の条件の一つとして弁理士法に義務付けられるものであり、国が企画・立案を行い、指定修習機関が実施するものである。法定化した趣旨に鑑み、実務修習が実務能力の向上に寄与し、かつ、過度に参入障壁とならない制度設計が必要と考えられるとした上で、下記の点が検討された。

(1) 実務修習の開催時期及び回数について

① 開催時期、回数

現在、弁理士試験は年1回行われ、5月の短答式試験に始まり、最終合格発表が11月初旬となっている。試験合格者は、弁理士登録をし、4月から弁理士として業務を開始している者が多い。これらを鑑みると、年1回の実務修習を行い、時期は12月から翌年3月の間に行うことが適当と考えられる。

また、受講者にとって極力負担とならないよう、土日や平日の夜間に開催する等が妥当である。

② なお、改正法施行日(平成20年10月1日)以降に、

- i) 弁理士試験に合格した者で弁理士登録をすぐに行わない者
- ii) 弁護士となる資格を有することになった者
- iii) 審判官・審査官としてその事務に従事した期間が7年に達した者

については、上記の時期と異なる研修の実施が望ましいとの要望もあり得るが、当面は上記①の実施状況を見つつ、これらニーズへの対応を検討する。

(2) 実務修習に必要な科目、時間数及び修習方法について

① 科目

分野共通として、弁理士法、弁理士倫理、弁理士業概論、出願手続及び知的財産権に係る施策に加え、条約及び審判の概要についても盛り込むことが適当である。

また、特許(実用新案を含む。以下同様)、意匠及

び商標について、それぞれの分野における弁理士の実務に関する科目が適当と考えられる。

実務修習に必要な科目については、次表のとおりである

分野	科目(構成案)	目的・内容
共通	弁理士法	弁理士法の理解
	弁理士倫理	遵守すべき倫理の理解
	弁理士業概論(一般倫理、対人関係事項、論理的思考、業務受任、今後の弁理士像)	・弁理士倫理以前の社会人としての倫理等の習得、出願時の顧客対応(アカウンタビリティ、インタビュー能力等)などの習得 ・付記弁理士、総合知財アドバイザー等の業務紹介
	出願手続(オンライン出願・願書の様式)	出願時の審議的事項、事務手続の習得
	条約(主要国の制度概要を含む)	外国出願の際の手続
	知的財産権に係る施策 審判の概要	特許庁の中小企業施策(減免を含む)等 審判に係る基礎的な書面、手続の理解
特許	審査基準(産業上の利用可能性、発明の新規性・進歩性、36条、発明の単一性)	クレーム作成に必要な審査基準の概要理解
	*クレームの作成・解釈	クレーム作成の基礎知識の習得(グループ討論)
	*明細書の在り方(読み方・作成)概論	明細書作成の基礎知識の習得・発明の技術的範囲の把握
	*明細書の在り方(読み方・作成)演習(化学、機械、電気の各分野別)	各分野における明細書を作成して理解を深める(グループ討論) ※ 分野は選択制とする
	審査基準の説明(補正の制限)	審査基準の理解
	審査対応・概論、意見書・補正書	拒絶理由通知に対応するための基礎知識の習得
	*審査対応・演習(化学、機械、電気の各分野別)	各分野の意見書・補正書を作成して理解を深める ※ 分野は選択制とする
	情報調査	先行技術調査の方法の習得
	PCT出願	PCT出願の実務上の基礎知識の習得
意匠	出願手続・概論	出願手続の基礎知識の習得(意匠調査を含む)・意匠の把握
	*出願手続・演習	実際に願書等を作成して理解を深める
	審査対応・概論、意見書・補正書	拒絶理由通知に対応するための基礎知識の習得
	審査基準の説明	審査基準の理解
	類否判断	意匠類否判断の基礎知識の習得
商標	*審査対応・演習(類否判断)	実際に意見書等を作成して理解を深める
	出願手続・概論	出願手続の基礎知識の習得・標章・商品(役務)の特定
	情報調査	先行登録例等調査の方法の習得
	*出願手続・演習	実際に願書等を作成して理解を深める
	マドプロ出願	マドプロ出願の実務上の基本知識の習得
	審査対応・概論、意見書・補正書	拒絶理由通知に対応するための基礎知識の習得
	審査基準の説明	審査基準の理解
類否判断	類否判断の基礎知識の習得	
*審査対応・演習(類否判断)	実際に意見書等を作成して理解を深める	

注：上表中、\*印は、その科目の一部又は全部をスクーリングにより行うもの。その他はe-ラーニングで提供されるもの。

② 時間数

上記①を積み上げ、3ヶ月程度で72時間を履修することが必要であると考えられる。

③ 修習方法

科目の特性に応じ、スクーリングとe-ラーニングを組み合わせて行うことが適当と考えられる。

(3) 実務修習における科目免除について

実務修習の科目免除の在り方として、実務能力が十分と客観的に認められる場合にのみ限定的に適用すべきである。

また、以下の免除対象者についても、知財人材としてのスキルアップの観点から、免除科目を含めて積極的に受講できる環境を整備することが必要と考えられる。

① 弁理士試験に合格した者のうち、実務経験を有する者

i) 科目免除の対象者として、

イ) 自己出願業務に携わった者、

ロ) 補佐的業務に携わった者、

ハ) 特許庁の審査・審判実務経験を有する者

が考えられる。

ii) 免除に係る経験年数

具体的に、イ)及びロ)の実務経験については、企業の知財部や特許事務所等において、自社の出願手続や代理業務の補佐に携わっている場合が想定される。これら業務内容の違いに鑑み、免除に係る経験年数に差異を設けることが妥当であると考え、イ)については3年、ロ)については5年とする。

なお、弁理士試験合格後の経験年数のみが考慮されるべきとの意見もあったが、合格後早急に登録をすることが望ましいとの観点から、試験合格前の経験年数のみを考慮するものとする。

また、ハ)については、弁理士試験の工業所有権科目免除の条件が審査経験5年であることに鑑み5年とする。(理由については、後述③に準ずる)

iii) 認定方法及び範囲

免除の認定方法については、所属した組織の責任者が発行する職歴証明書を基に判断する。免除の内容としては、業務範囲に応じ、一の分野(特許、意匠、商標のいずれかに属する科目群)に限ることが適切である。

② 弁護士となる資格を有する者

改正後の弁理士法第7条において、実務修習の修了が弁理士となる資格を有するための要件となっているところ、実務修習の全体を免除することは困難と考える。

ただし、1年にわたる司法修習において法令実務

全般についての十分な研鑽を積んでいること、一方、弁理士特有の法制度等についての知識取得が必要と考えられること、などを踏まえ、実務修習科目のうち、「弁理士法」、「弁理士倫理」及び「弁理士業概論」のみを必須とすることが適当と考えられる。(参考：産業構造審議会知的財産政策部会 第5回弁理士制度小委員会資料)

なお、弁護士が弁理士登録をすることは、知財訴訟をはじめとして、弁護士と弁理士が各々の有する専門的知見を相互に補完しながら、知的創造サイクルの各段階を推進する上でも望ましい姿と考えられる。

③ 特許庁の審判官・審査官として審査等事務が7年以上である者

例えば特許の審査官の場合、明細書を読む能力は有しているが、必ずしも書く能力について担保されていないのではないかといった意見も出されたが、実務として、出願書類(明細書等)の中身を判断し、出願人に対し面接指導等も行っているなど、登録前に行われる実務修習の対象となる能力は十分に備えていると判断される。

さらに、審査官任用前に、審査官補コース(3ヶ月)、審査官コース前期研修(2ヶ月)、同コース後期研修(1ヶ月)の受講が義務付けられており、審査官任用後も審査応用能力研修等が課せられ、法律一般、工業所有権関係法令、条約、事例研究等を通し審査実務に関する専門能力を修得しているところである。

このため、特許・意匠・商標の各審判官・審査官(7年以上の経験者)については、それぞれの担当である一の分野に属する科目の免除が妥当である

(4) その他実務修習の運用について

① 効果確認

新たな参入障壁とならないものであるべきことなども踏まえ、スクーリングについては全課程出席すれば修了認定される程度の効果確認を行う。

また、e-ラーニングについても、途中で設問を入れ、所定の正解率を満たさないと次章に進めない等の効果確認を行う。水準については、スクーリングよりも受講環境に制約が少ないところ、スクーリングと比してより高い基準での効果確認が望ましい。

② 未受講の場合

特別な事情により出席できない場合は、別途、定められた場所におけるビデオ補講等を行い、単年度の所定の期間内に修了できるよう配慮することが望ましい。

③ 研修受講料

i) 実務修習については、

イ) 個々の弁理士の業務上のスキルアップのためのものであること、

ロ) 弁理士登録前に行うものであること

などを踏まえ、必要な実費相当を受講者が負担することが原則である。

ii) 免除対象者についての受講料については、

イ) 実務修習の実施に係る固定費用は受講者の数に関係なく一律であり、

ロ) 免除対象者についても全ての科目についての受講が望ましく、できるだけ多くの科目の受講を促すことが望ましい

との観点により、免除がない場合と同額とすることが妥当である。

iii) 指定修習機関が行う実務修習の教材作成については、(独)工業所有権情報・研修館等において、その知見を生かして積極的に協力、支援を行う。

④ 開催場所

スクーリング研修の受講場所については、全国各所で実施することが望ましいとの意見が出されたが、現在の試験合格者の分布状況に鑑み、当面は、原則として、東京、大阪、名古屋の3ヶ所で行うことが適当である。

3-2 第1回実務修習（平成20年度実務修習）

第1回実務修習（平成20年度実務修習）を準備するために、執行役員会設置の「実務修習ワーキンググループ（実務修習WG）」において検討を重ね、更に日本弁理士会研修所に実務修習部を設置した。

第1回実務修習の準備および実施に当っては、前述した弁理士の実務修習制度等に関する検討報告書の報告内容に沿って行われた。

そして、この第1回実務修習の準備および実施については、平成20年度の研修所報に詳細に報告されている。これによれば、以下のとおりである。<sup>(3)</sup>

【1】 実務修習の実施スケジュール

平成20年5月23日	(定期総会) 実務修習に係る予算と指定機関として申請することの承認を得る
9月26日	臨時総会（実務修習に係る会則改正）
10月1日	弁理士法一部改正施行、指定修習機関申請
10月15日	経済産業大臣から実務修習の指定修習機関として日本弁理士会が指定を受ける
10月31日	修習事務規程（内規第97号）及び実務修習事務に係る手数料の額の認可
11月5日	弁理士試験合格発表 平成20年度実務修習の実施に関する公告(官報)
11月10日	合格者へ実務修習の案内発送
11月17日～28日	受講申請受付期間
12月10日	テキスト等発送
平成20年12月11日～平成21年2月28日	e-ラーニング配信期間
平成20年12月11日～平成21年3月31日	実務修習実施期間
12月18日	開講式（東京）
12月19日	開講式（大阪）
平成21年3月5日	修了判定意見聴取会
3月11日	判定執行役員会
3月24日	修了式（東京）
3月25日	修了式（大阪）

【2】 関係例規

弁理士法第16条の2～第16条の15(H19.6.20法律91号改正)

弁理士法施行令第3条～5条(H20.8.1政令246号)

弁理士法施行規則第21条の2～第21条の24(H20.9.9経産省令64号)

会則第3条第10項、第150条の4～第150条の6(H20.9.26会則改正)

修習事務規程（内規第97号、H20.10.31施行）

研修所運営規則（内規第24号）第2条第4項(H20.10.15施行)

事務局の組織及び職制に関する規則（内規第 26 号）  
（H20.10.15 施行）

日本弁理士会館使用細則（内規第 75 号）（H20.10.15 施行）

研修所経理要綱（H20.12.17 施行）

### 【3】 修習事務規程策定

弁理士法第 16 条の 6 の規定により、実務修習事務の開始前に実務修習事務の実施に関する規程（修習事務規程）を定め、経済産業大臣の認可を受ける必要があり、実務修習 WG の中で、議論を重ね策定し、平成 20 年 10 月 31 日に認可を受けた。

また、弁理士試験合格者が当初の予定より少なかったため、予定コースを廃止することに伴い、修習事務規程の変更を行った。

修習事務規程の変更は平成 21 年 1 月 15 日、経済産業大臣に認可された。

### 【4】 講師会議

東京で 2 回（平成 20 年 6 月 3 日：霞山会館コモンゲート西館、平成 20 年 10 月 15 日：全日通霞が関ビルディング）、大阪で 2 回（平成 20 年 6 月 9 日：大阪商工会議所、平成 20 年 10 月 17 日：大阪商工会議所）実施し、実務修習制度の説明、起案の評価基準の検討等を行った。

### 【5】 実務修習の内容

#### （1）対象者

平成 20 年 10 月 1 日以降に、下記のいずれかに該当した者を対象とした。

- ① 弁理士試験合格者
- ② 弁護士となる資格を有する者
- ③ 特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間が通算して 7 年以上になる者

受講者数は、560 名となった（試験合格者は 574 名）。

#### （2）実施方法

集合研修と e-Learning 研修とを併用して行った。

#### （3）コース分け

上記集合研修は、東京、大阪、名古屋の各会場で実施された。

尚、東京会場及び大阪会場では、それぞれ金曜コー

ス、土曜コース、平日夜間（木金）コース、集中コースを用意し、名古屋会場では、土曜コースを用意した。

実際の人数は、以下の通りとなった。

<東京会場>

金曜コース：137 名、土曜コース：99 名、夜間（木・金）コース：93 名、集中コース：52 名

<大阪会場>

金曜コース：45 名、土曜コース：50 名、夜間（木・金）コース：40 名、集中コース：0 名（廃止）

<名古屋会場>

土曜コース：44 名

#### （4）カリキュラム

以下の課程において実施し、集合による研修及びインターネットを使用した e-Learning による研修でカリキュラムを設定し全 31 課目 144 単位とした。

- ① 弁理士法及び弁理士の職業倫理 3 課目 16 単位  
・弁理士法（6 単位）、弁理士倫理（4 単位）、弁理士業概論（6 単位）：以上全て e-Learning 研修
- ② 特許及び実用新案に関する理論及び実務  
10 課目 57 単位  
・情報調査（6 単位）、PCT 出願（3 単位）、明細書のあり方（読み方・作成）概論（3 単位）、審査基準（産業上の利用可能性、新規性、進歩性等）（6 単位）、クレームの作成・解釈（3 単位）、審査対応・概論（意見書・補正書）（3 単位）、審査基準（補正の制限）（3 単位）：以上全て e-Learning 研修  
・クレームの作成・解釈（6 単位）、明細書のあり方・演習（化学、機械、電気）（12 単位：化学、機械、電気の中から選択）、審査対応・演習（化学、機械、電気）（12 単位：化学、機械、電気の中から選択）：以上全て集合研修
- ③ 意匠に関する理論及び実務 6 課目 24 単位  
・出願手続・概論（3 単位）、審査対応・概論（意見書・補正書）（3 単位）、審査基準の説明（3 単位）、類否判断（3 単位）：以上全て e-Learning 研修  
・出願手続・演習（6 単位）、審査対応・演習（類否判断）（6 単位）：以上全て集合研修
- ④ 商標に関する理論及び実務 8 課目 30 単位  
・情報調査（3 単位）、マドプロ出願（3 単位）、出願手続・概論（2 単位）、審査対応・概論（意見書・補正書）（3 単位）、審査基準の説明（3 単

位), 類否判断 (3 単位): 以上全て e ラーニング  
研修

・出願手続・演習 (6 単位), 審査対応・演習 (類  
否判断) (6 単位): 以上全て集合研修

⑤ 工業所有権に関する条約その他の業務に関する  
理論及び実務 4 課目 17 単位

・知的財産権に係る施策 (4 単位), 出願手続 (オ  
ンライン出願・願書の様式) (3 単位), 条約 (各  
国の制度概要を含む) (6 単位), 審判の概要 (4  
単位): 以上全て e ラーニング研修

(5) 受講申請

受講申請書を平成 20 年 11 月 28 日まで (消印有効)  
に提出することにより行った。受講料は 118,000 円と  
し, 申請書の提出前に所定の銀行口座へ振り込むこと  
とした。

(6) 免除申請

免除を希望する者は, 実務修習受講申請書に, 「実務  
修習の一部免除申請書」および必要な「証明書」を添  
付して, 申請を行うこととした。

免除申請者は 43 名で, 承認は 40 名, 書類不備によ  
る不許可 3 件であった。

(7) 修了基準

実務修習の修了のためには, 免除が認められている  
課程を除き, すべての課程に属するすべての課目の単  
位を修得する必要がある。修了できなかった場合, 本  
年度取得した単位を翌年度以降の実務修習に持ち越す  
ことはできない。

また, すべての課程の修得の判定には, 「能力担保研  
修及び実務修習の修了判定意見聴取会」に意見を求  
め, この意見を考慮した報告書を研修所長が会長に提  
出して, 会長が判断するとした。

① e ラーニング研修の修了基準

コンテンツを最後まで視聴することにより単位  
が修得できる。コンテンツを最後まで視聴するた  
めには, コンテンツの途中に設けられている設問  
に回答し, 8 割以上正解する必要がある。正答率  
が 8 割未満の場合には, コンテンツの続きを視聴  
することができず, 単位を修得することはできな  
いようにした。

② 集合研修の修了基準

講義に出席することにより単位が修得できる。  
遅刻 (15 分以上) の場合, 早退, 中座をした場合  
には, 出席とは認められず, 単位の修得はできな

い。講義に出席するためには, 課目毎に定められ  
た期限までに課題に対する起案を提出しなければ  
ならないものとした。

【6】 起案の取扱

起案の評価は, 各課目の担当講師が行った。起案が  
各課目において要求される基準に満たないと判断され  
た場合, 受講日当日に再提出を求めた。指定された期  
限までに再提出した起案が基準を満たせば単位の修得  
ができるものとした。

【7】 会場

東京における集合研修の会場は, 弁理士会館とし  
た。大阪における集合研修の会場は, 大阪科学技術セ  
ンターとした。名古屋における集合研修の会場は, 名  
古屋商工会議所ビルとした。

【8】 修了証書

修了式において授与した。

【9】 修了状況

平成 21 年 3 月 11 日の執行役員会において, すべ  
ての課程 (施行規則第 21 条の 4 第 6 項に該当する場  
合にあつては, 免除された課程を除く) を修得した 546  
名を修了判定し, 3 月 24 日 (東京会場), 3 月 25 日 (大  
阪会場) にて修了証書を授与した。また, 修了基準を  
満たすことができないと認められた者は 1 名であった。

3-3 平成 21 年度以降の実務修習につ  
いて<sup>(4)~(6)</sup>

第 2 回 (平成 21 年度) 以降, 昨年までに第 4 回目  
(平成 23 年度) の実務修習が既に終了しており, 引き  
続き, 日本弁理士会研修所では平成 24 年度 (第 5 回  
目) の実務修習に向けて準備中である。第 2 回目以降  
の実務修習については, 基本的には第 1 回目の実務修  
習を踏襲して, 過去の実務修習での申し送り事項を参  
考にしながら実施している。

平成 20~23 年度の実務修習受講者は以下のとおりで  
ある。

年度	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
受講者数	560	814	758	723

### 3-4 講師の確保

弁理士法 16 条の 2 第 2 項 3 号によれば、「実務修習の講師及び指導者は、弁理士であって、その実務に通算して 7 年以上従事した経験を有するものであること。」と規定されている。

すなわち、実務修習は、弁理士試験では考査が困難な、弁理士の実際の実務についての講義及び演習が中心となるため、講師及び指導者としてその実務に精通している実務経験 7 年以上の弁理士を充てることを要件としているのである。

実務修習の講師及び指導者の要件を弁理士の実務経験 7 年以上としたのは、特許庁における審査官、審判官の経験が 7 年以上になる者が弁理士になる資格を有することや、一定の実務能力を有する弁理士になるために要する期間について尋ねたアンケート調査結果の年数（7.1 年）（「弁理士業務の実態及び意識の追加調査」平成 11 年 2 月（日本弁理士会））を踏まえたものである。<sup>(7)</sup>

このように、実務修習の講師は実務に通算して 7 年以上従事した経験を有する弁理士であるため、講師の確保のためには十分な精査を必要とした。

後述するように、日本弁理士会では昭和 37 年から新人のための研修を継続しており、実務修習の講師の選定にあたっては、基本的に新人研修を担当していた多数のベテラン弁理士の中から選定した。

### 3-5 実務修習制度と知財人材育成

実務修習制度の導入についての経緯は既に述べたとおりであるが、改定版条解・弁理士法ではその実務修習の解説において、更に以下のとおり説明している。<sup>(8)</sup>

独占業務を有する資格制度は、国民の権利や取引の安全性及び適正性を確保し安心できるサービスを提供するために業務を行う者を限定しており、近年、資格者の資質の確保及び向上が社会的要請となっている。現状においては、我が国の弁理士制度については、資格者の実務能力を担保するための措置は特に設けられておらず、また、近年の弁理士試験合格者が急速に増加してきていることに伴って、実務経験の乏しい者も増加することが懸念されている。

他方、海外の主要各国の弁理士制度においては、弁理士試験の受験要件や試験科目、登録前研修などにお

いて、一定の実務能力を担保及び確認するのが一般的であり、弁理士の国際業務の重要性が高まっている中で、我が国の弁理士制度も、そのような国際動向と整合させていくことが必要となっている。

さらには、弁理士と同様に独占業務を有する他の士業をみても、資格者の質の確保及び向上という社会的な流れの中で、ほとんどの士業において何らかの形で資格付与前に実務能力の担保等のための制度を設けているところである。

これらを踏まえ、弁理士登録を行う者が弁理士にとって必要な能力を備えていることを弁理士登録前に確認するため、平成 19 年の改正により新たに実務修習を設けたのである。

さらに、実務修習は、弁理士試験だけでは考査できない弁理士として必要な実務能力の担保を目的としている。これを明確にするため、弁理士となるのに必要な技能（技術的能力）及び高等の専門的応用力（実践的な業務遂行能力）を習得させることを目的とし、実務修習の修了が弁理士登録の要件となること（弁理士法第 7 条）を踏まえ、弁理士試験と同様に、毎年一回以上を行うことを明確にするとともに、前述の実務修習の具体的な内容として、弁理士の業務に関する法令及び実務についても行うことにしたものである。

このように、実務修習制度は、新人弁理士として、弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用力を修得させることを目的としており、この意味において、知財専門人材としての上記の技能や能力を修得させるための人材育成に寄与しているといえる。

## 4. 新人研修から見た知財人材育成のための活動

### 4-1 日本弁理士会の研修

弁理士制度 100 年史によれば、研修の強化と題して、以下のように述べられている。<sup>(9)</sup>

先の弁理士法の一部改正に当たって、特許庁の意向のなかには、「弁理士の研修を考慮すること」があり、それより先、弁理士会は一般会員の研修について意を注いでいたので、昭和 35 年（1960）7 月 19 日東京お茶ノ水の中央大学講堂において、第 1 回弁理士研修講演会を開催し、中谷大吉特許庁審判部書記課長の「判定について」の講演を得るとともに、8 月に入ると、工業所有権研修委員会の企画により研修講演会を開催した。

会員に対する研修はそれから後、極めて頻繁に開催され、その講義の速記録は「工業所有権研修講座」（第

1 輯より第 25 輯まで)として印刷刊行され、全会員に配布された。

会員に対する研修は、昭和 36 年度より弁理士の一般会員についての研修と、弁理士試験に合格したばかりの新人を対象とする「新人研修」とに発展し、その第 1 回の新人研修は、昭和 37 年(1962)2月5日から10日まで実施された。それから後、研修委員会の活動はますます積極化して、昭和 53 年(1978)10月に至り、ついに「弁理士会研修所」という独立した機関となって現在に至っている。

#### 4-2 新人研修の変遷

(1) 前述のごとく、昭和 36 年度(1961 年度)に、会内の委員会(工業所有権研修委員会)により第 1 回の新人研修(当該年度弁理士試験合格者等を対象とする研修)が昭和 37 年(1962 年)2月5日~10日まで実施され、その後、昭和 37、38 年度は工業所有権研修委員会、その後、昭和 38~58 年度は研修委員会が上記と同様の新人研修を実施した。

その後、昭和 53 年 10 月 1 日に弁理士会付属機関として研修所が設立され、その後の研修は研修所が引き継ぐことになった。

研修所設立後は、新人研修で行うべき内容については変更があったものの、現在に至るまで新人研修が続けられている。

(2) 新人研修は、昭和 53 年度~昭和 58 年度までは弁理士試験合格者等実務研修会と称され、昭和 59 年度~平成 13 年度までは弁理士実務総合研修会と称され、その後、新人研修あるいは新人研修(前期)、(後期)と名称が変わり、現在は新人研修(後期)に相当するものが新人研修として存続している。

#### 4-3 新人研修の開催場所、時期及び内容

(1) 昭和 53 年度に始まった弁理士試験合格者等実務研修会(その後、弁理士実務総合研修会に変更)は東京会場と大阪会場それぞれ 1 月中旬から 2 月中旬の約 1 ヶ月の期間に亘って、集中的に研修が行われた。

この間の新人研修に関する特記事項は次のとおりである。

昭和 53 年度は PCT 課目の増加と、研修時間を 30 時間増の 140 時間とした。

昭和 55 年度にシンポジウム「これからの弁理士の

あり方」を開催し、

昭和 56 年度に争訟一般の課目を加え、裁判関連の課目を充実し、

昭和 57 年度に審判の実務、鑑定の実務、外国工業所有権概論、特許情報の各課目を新設し、

昭和 58 年度に民法概論の課目を新設し、

昭和 60 年度に民事訴訟法の課目を新設した。

また、昭和 59 年度からは、新人研修を東京会場のほか、大阪会場でも開催するようになった。

このように、昭和 60 年度までにその後の新人研修の基礎が確立した。

その研修内容は例えば昭和 60 年度の東京会場のものを見てみると次のとおりである。<sup>(10)</sup>

月日	時 期	講 義 目	講 師
1月10日(金) [合 同]	9:30~12:00	始業式:弁理士会会長挨拶、研修所長挨拶、特許庁長官挨拶、関係団体挨拶、研修所運営委員会紹介、研修生紹介	
	1 13:00~14:50	弁理士法	弁理士 佐藤 孝雄氏
	2 15:00~16:50	弁理士会令展	弁理士 扇田 信吉氏
1月11日(土)	3 17:00~18:30	弁理士倫理	弁理士 大下 忠信氏
	4 9:30~12:30	出願実務概論(方式)	弁理士 仁平 孝氏
	5 13:30~16:30	特・実の明細書作成実務(機械)IPC/A(1)	弁理士 竹本 松司氏
1月13日(月)	6 9:30~12:30	意匠出願の実務(1)	弁理士 伊藤 隆夫氏
	7 13:30~16:30	意匠出願の実務(2)	弁理士 石原 孝次氏
1月14日(火)	8 9:30~12:30	意匠の審査基準	弁理士 佐藤 孝雄氏
	9 13:30~16:30	特・実の明細書作成実務(電気)IPC/H(1)	弁理士 尾崎 光三氏
1月15日(水)	10 9:30~12:30	特・実の審査基準	弁理士 白飯 榮一氏
	11 13:30~16:30	特許受審手続概論(1)	弁理士 岩本 孝氏
1月17日(金)	12 9:30~12:30	審判の実務(1)(実定承)	弁理士 岩本 孝氏
	13 13:30~16:30	民法概論	弁理士・弁護士 高橋 敏 貞吉氏
1月18日(土)	14 9:30~12:30	中絶審判作成の実務(特・実)	弁理士 松田 浩典氏
	15 13:30~16:30	中絶審判作成の実務(特・実)(1)	弁理士 堀井 康夫氏
1月20日(月)	16 9:30~12:30	登録手続の実務	弁理士 浅野 久仁子氏
	17 13:30~16:30	登録手続の実務(2)(出願音楽)	弁理士 鈴木 昌明氏
1月21日(火)	18 9:30~12:30	著作法	弁理士 木村 豊氏
	19 13:30~16:30	特許の実務	弁理士 古川 和夫氏
1月22日(水) [合 同]	20 9:30~16:30	特許庁紹介(VTR)、特許庁役員挨拶	特許庁長官 堀井 康夫氏
	17:00~19:00	合同交流会	
1月23日(木)	21 9:30~12:30	特・実の明細書作成実務(化学)IPC/C(1)	弁理士 坂田 順一氏
	22 13:30~16:30	特許訴訟成立の実務(1)	弁理士 堀井 康夫氏
1月24日(金)	23 9:30~12:30	鑑定の実務(1)(特・実、工業所有権の評議)	弁理士 佐藤 康男氏
	24 13:30~16:30	争訟一般の実務	弁理士 新垣 康成氏
1月25日(土)	25 9:30~12:30	審判取消訴訟の実務	弁理士 新垣 康成氏
	26 13:30~16:30	権利侵害の訴訟の実務	弁理士 田宮 正彦氏
	27 16:30~18:00	特許受審手続概論(2)	
1月27日(月)	28 9:30~12:30	商標の審査基準	弁理士・鑑定士 川又 潤雄氏
	29 13:30~16:30	弁理士業務の概論(特許) 工業所有権の概論(特許)	弁理士・鑑定士 須田 孝一郎氏
1月28日(火)	30 9:30~12:30	外国出願の実務	弁理士 扇田 正吉氏
	31 13:30~16:30	PCT出願の実務	弁理士 山口 昭之氏
1月29日(水)	32 9:30~12:30	意匠出願の実務(1) 意匠出願の実務(2)	弁理士 浅野 久仁子氏
	33 13:30~16:30	特許管理の実務	弁理士 松岡 宏四郎氏
1月30日(木)	34 9:30~12:30	外国特許出願の実務	弁理士 扇田 康成氏
	35 13:30~16:30	外国特許出願の実務	弁理士 松原 伸之氏
1月31日(金)	36 9:30~12:30	実務的	弁理士 野口 俊光氏
	37 13:30~15:30	鑑定の実務(2) 意匠	弁理士 堀井 康成氏
	38 15:30~17:30	鑑定の実務(3) 特許	弁理士 江口 俊夫氏
2月1日(土)	39 9:30~12:30	不正競争法	弁理士・弁護士 田倉 繁氏
	40 13:30~16:30	特許訴訟	弁理士・弁護士 住田 幸治氏
2月3日(月)	41 9:30~12:30	中絶審判作成の実務(特・実)(2)	弁理士 岩本 孝次氏
	42 13:30~16:30	民法訴訟法(1)	日本大学教授 浅野 康成氏
2月4日(火)	43 9:30~12:30	特・実の明細書作成実務(機械)(2)	弁理士 竹本 松司氏
	44 13:30~16:30	特・実の明細書作成実務(電気)(2)	弁理士 尾崎 光三氏
2月5日(水)	45 9:30~12:30	特・実の明細書作成実務(化学)(2)	弁理士 坂田 順一氏
	46 13:30~16:30	特許異議申立の実務(1)	弁理士 堀井 康成氏
2月6日(木)	47 9:30~12:30	意匠出願の実務(2)	弁理士 伊藤 隆夫氏
	48 13:30~16:30	意匠出願の実務(2)	弁理士 石原 孝次氏
2月7日(金)	49 9:30~12:30	パトナデイスカッション(期待される弁理士職)	東京大学特許 中田 慎太郎氏
	50 13:30~16:30	民事訴訟法(2)	日本大学教授 浅野 康成氏
2月8日(土) [東京会場]	10:00~12:00	弁理士法	
	12:00~14:00	懇話会	

弁理士実務総合研修会においては、始業式において、特許庁長官、弁理士会会長、研修所所長等が挨拶を行い、その後、上記の表のような研修を行っていた。

また、当該年度の弁理士実務総合研修会に参加した新人弁理士の感想も研修所所報に掲載されており、その掲載内容は、例えば、「・・・全講義に出席でき、今まで知り得なかった多くの知識及び先生方の長年の間

に積み上げてこられたノウハウ等をご教授頂き・・・」や「この研修を通じて弁理士としての自信を獲得できたということは最大の成果である・・・」であり、これらから、当該年度に合格した弁理士にとって実務の基礎を習得するための極めて有用な研修であったとことがうかがえる。

(2) 平成14年度以降の新人研修

平成14年度に新人弁理士のための研修の名称が弁理士実務総合研修会から新人研修会と変更された。

この新人研修会においては、カリキュラムの見直しが行なわれるとともに、別に新たな新人研修(新人継続研修)が取り入れられた。

即ち、平成14年度においては、新人に対する研修課目を、従前の弁理士実務総合研修におけるカリキュラムを約半減し、新人にとって最低限必要な課目(弁理士の使命、職責、知的財産分野で果たす弁理士の役割、弁理士の職務範囲及び知的財産の権利化のための基本的実務に関する課目)について平成15年2月から3月において実行した。しかしながら、年度の半ばにおいて、新人に対する従前の研修課目から除かれた審決取消訴訟、外国出願実務等の課目の取り扱いが問題となり、平成14年11月7日に立ち上げられた新人継続研修ワーキンググループにおいて審議検討された。その結果、従前の研修課目から除かれた前記課目について、平成15年の9月に新人継続研修(後期)として実施することが決定された。

平成15年度の新人継続研修(後期)及び新人研修(前期)の実施については以下のように報告されている。<sup>(11)</sup>

① 新人継続研修(後期)の実施

東京においては、平成15年9月1日の開講式～9月12日の修了式までを、弁理士会3階会議室を会場として実施した。大阪においては、平成15年9月11日の始業式～9月26日の修了式までを、南御堂難波別院を会場として実施した。研修科目数は10日間、20コマとした。受講者数は、東京230名、大阪125名であった。

裁判所の法廷傍聴を、東京高等裁判所(延べ4回・48名参加)、東京地方裁判所(延べ8回・88名参加)及び大阪地方裁判所(1回・63名)において開催した。

② 新人研修(前期)の実施

平成15年度の弁理士試験合格者数は550名にも達

し、少なくとも東京においては、1クラスで新人研修を実施することは不可能と判断し、東京を原則2クラスとして実施することとした。

従って、東京においては、平成16年2月14日の開講式～3月12日の修了式までを、都市センターホテル(東京・大阪合同)、明治学院大学白金キャンパス(2クラス分の会場を確保)、東商ホール・東商スカイルーム(東京・大阪合同)を会場として実施した。大阪においては、南御堂難波別院から大阪商工会議所に会場を移して実施した。課目は平成14年度と同様とした。受講者数は、東京336名、大阪140名であった。

なお、平成15年度の新人継続研修及び新人研修の日程は例えば東京会場では以下のとおりであった。

平成15年度新人継続研修日程表[東京会場]

会場	月日(期)	No.	時間	題目	講師
弁理士会館	9月1日(月)	1	10:10~10:25	開講式	
弁理士会館	9月1日(月)	2	10:30~12:30	新規登録した弁理士としての心構え	弁理士 佐藤重二氏
弁理士会館	9月1日(月)	3	13:30~16:30	税関における手続	弁理士 橋本千賀子氏
弁理士会館	9月2日(火)	4	9:30~12:30	当業者承審判(特・発)	弁理士 沖本一雄氏
弁理士会館	9月2日(火)	5	13:30~16:30	鑑定・判定の実務(商)	弁理士 安藤正憲氏
弁理士会館	9月3日(水)	6	9:30~12:30	当業者承審判(商)	弁理士 杉本文一氏
弁理士会館	9月3日(水)	7	13:30~16:30	鑑定・判定の実務(商)	弁理士 佐藤重二氏
弁理士会館	9月4日(木)	8	9:30~12:30	当業者承審判(商)	弁理士 古閑 宏氏
弁理士会館	9月4日(木)	9	13:30~16:30	鑑定の実務(特・発)	弁理士 鈴木秀雄氏
弁理士会館	9月5日(金)	10	9:30~12:30	審決取消訴訟の実務	弁理士・弁理士 坂田秀徳氏
弁理士会館	9月5日(金)	11	13:30~16:30	知的財産の経済的評価	弁理士 鈴木正憲氏
弁理士会館	9月8日(月)	12	9:30~12:30	知的財産権実務演習①	弁理士・弁理士 山中成浩氏
弁理士会館	9月8日(月)	13	13:30~16:30	知的財産権実務演習②	弁理士・弁理士 山中成浩氏
弁理士会館	9月9日(火)	14	9:30~12:30	外国特許出願の実務(米国)①	弁理士 神原真裕氏
弁理士会館	9月9日(火)	15	13:30~16:30	外国特許出願の実務(米国)②	弁理士 神原真裕氏
弁理士会館	9月10日(水)	16	9:30~12:30	外国特許出願の実務(EPC)	弁理士 船田 篤氏
弁理士会館	9月10日(水)	17	13:30~16:30	外国特許出願の実務(PCT)	弁理士 宮野善一氏
弁理士会館	9月11日(木)	18	9:30~12:30	外国特許出願の実務(アジア)	弁理士 藤原直志氏
弁理士会館	9月11日(木)	19	13:30~16:30	外国特許出願の実務	弁理士 水野みな子氏
弁理士会館	9月12日(金)	20	9:30~12:30	外国特許出願の実務	弁理士 北野文彦氏
弁理士会館	9月12日(金)	21	13:30~16:30	外国代理人による研修	外国特許弁理士 Philippe Y. Rissand氏
東大大学院会館	9月12日(金)	22	17:00~19:00	修了式・懇親会	

平成15年度新人研修日程表[東京会場]

会場	月日(期)	No.	時間	題目	クラス1講師	クラス2講師
《合同》 都市 センター ホテル	2月14日(土)	1	10:00~12:45	開講式 審判所実務研修、日本特許協会 弁理士会館、特許庁研修、IPVイニシアチブ		
		2	13:00~14:30	弁理士制度概論・弁理士の道・日本弁理士会演説	弁理士 中島 清氏	
明治学院大学 300/1300/2007	2月16日(月)	3	9:30~12:30	弁理士職務	弁理士 石川 孝良氏	
		4	13:30~16:30	特許・商標	弁理士 鈴木 剛之氏 弁理士 秋山 敬氏	
明治学院大学 300/1300/2007	2月17日(火)	5	9:30~12:30	方式の実務	特許庁 坪 博昭氏	
		6	13:30~16:30	特許手続の実務	特許庁 大塚 一広氏 知財院 小暮 勉也氏	
明治学院大学 300/1300/2007	2月18日(水)	7	9:30~12:30	特・発出願の実務	弁理士 赤上 一氏	弁理士 遠山 勉氏
		8	13:30~16:30	特・発出願実務(米国)①	弁理士 佐藤 聖志氏	弁理士 藤田 洋一氏
明治学院大学 300/1300/2007	2月18日(水)	9	13:30~16:30	特・発出願実務(米国)②	弁理士 佐藤 聖志氏	弁理士 藤田 洋一氏
		10	9:30~12:30	特・発出願実務(米国)③	弁理士 橋本 五郎氏	弁理士 上村 啓之氏
明治学院大学 300/1300/2007	2月21日(土)	11	9:30~12:30	特・発出願実務(米国)④	弁理士 橋本 五郎氏	弁理士 上村 啓之氏
		12	13:30~16:30	特・発出願実務(米国)⑤	弁理士 吉井 一男氏	弁理士 藤原 彰明氏
明治学院大学 1107/1300	2月26日(木)	13	9:30~12:30	特・発出願実務(中国)①	弁理士 吉井 一男氏	弁理士 藤原 彰明氏
		14	13:30~16:30	特・発出願実務(中国)②	弁理士 吉井 一男氏	弁理士 藤原 彰明氏
明治学院大学 1107/1300	2月27日(金)	15	9:30~12:30	特・発出願実務(中国)③	弁理士 吉井 一男氏	弁理士 藤原 彰明氏
		16	13:30~16:30	特・発出願実務(中国)④	弁理士 吉井 一男氏	弁理士 藤原 彰明氏
明治学院大学 1107/1300	2月28日(土)	17	9:30~12:30	特・発出願実務(中国)⑤	弁理士 吉井 一男氏	弁理士 藤原 彰明氏
		18	13:30~16:30	特・発出願実務(中国)⑥	弁理士 吉井 一男氏	弁理士 藤原 彰明氏
明治学院大学 1107/1300	2月29日(日)	19	9:30~12:30	特・発出願実務(中国)⑦	弁理士 吉井 一男氏	弁理士 藤原 彰明氏
		20	13:30~16:30	特・発出願実務(中国)⑧	弁理士 吉井 一男氏	弁理士 藤原 彰明氏
明治学院大学 2001	2月9日(水)	21	9:00~12:00	特・発出願実務(中国)⑨	弁理士 内田 和男氏	
		22	13:00~16:00	特・発出願実務(中国)⑩	弁理士 内田 和男氏	
明治学院大学 1107/1300	2月8日(月)	23	9:30~12:30	特・発出願実務(中国)⑪	弁理士 中田 和博氏	弁理士 藤原 彰明氏
		24	13:30~16:30	特・発出願実務(中国)⑫	弁理士 中田 和博氏	弁理士 藤原 彰明氏
明治学院大学 1107/1300	2月9日(火)	25	9:30~12:30	特・発出願実務(中国)⑬	弁理士 工藤 孝明氏	弁理士 藤原 彰明氏
		26	13:30~16:30	特・発出願実務(中国)⑭	弁理士 工藤 孝明氏	弁理士 藤原 彰明氏
明治学院大学 1107/1300	2月10日(水)	27	9:30~12:30	特・発出願実務(中国)⑮	弁理士 中川 裕幸氏	弁理士 中島 浩一氏
		28	13:30~16:30	特・発出願実務(中国)⑯	弁理士 中川 裕幸氏	弁理士 中島 浩一氏
明治学院大学 1107/1300	2月11日(木)	29	9:30~12:30	特・発出願実務(中国)⑰	弁理士 杉本 文一氏	弁理士 松原 義典氏
		30	13:30~16:30	特・発出願実務(中国)⑱	弁理士 杉本 文一氏	弁理士 松原 義典氏
《合同》 東商 ホール	3月12日(日)	31	9:00~11:00	特許庁実務による講義(特・発)	特許庁 新井 健二氏	
		32	11:30~13:30	特許庁実務による講義(商標)	特許庁 高木 真氏	
《合同》 東商 ホール	3月12日(日)	33	14:00~16:00	特許庁実務による講義(特・発)	特許庁 高木 真氏	
		34	16:30~18:30	特許庁実務による講義(商標)	特許庁 高木 真氏	
《合同》 東商 ホール	3月12日(日)	35	9:00~11:00	特許庁実務による講義(特・発)	特許庁 高木 真氏	
		36	11:30~13:30	特許庁実務による講義(商標)	特許庁 高木 真氏	
《合同》 東商 ホール	3月12日(日)	37	14:00~16:00	特許庁実務による講義(特・発)	特許庁 高木 真氏	
		38	16:30~18:30	特許庁実務による講義(商標)	特許庁 高木 真氏	

また、平成16年度からは新人研修は、前期と後期に

分かれて運用されるようになった。

そして、前期と後期に分けた新人研修は平成19年度までとなり、平成20年度に開始された実務修習制度が新人研修[前期]と置き換わり、平成20年度以降は新人研修[後期]に相当するものが新人研修として残り、現在に至っている。

#### 4-4 新人研修のeラーニング化

平成15年度の研修所報によれば、以下のような報告がなされている。<sup>(12)</sup>

今後の課題として、平成16年度の弁理士試験合格者数は600名を優に超えることが予測され、東京及び大阪とも座学研修とする場合には、共に複数クラス制が必要であり、会場の確保並びに講師の確保、講義の均一性確保等に大きな困難性がある。この問題点を解消する方策を新人研修部及び新人研修ワーキンググループにおいて検討した結果、インターネットを利用したeラーニングを取り入れることが良き解決策であることが提案された。従って、平成16年度に実施される、新人継続研修(後期)及び新人研修(前記)の研修計画の立案に際しては、座学研修とeラーニングとをバランス良く採用することを検討するべきである、と報告されている。

そして、平成16年度研修所報において、新人研修部は次のように報告している。<sup>(13)</sup>

本年度(平成16年度)は、平成15年度の弁理士試験合格者に対する「新人継続研修(後期)」と平成16年度の弁理士試験合格者に対する「新人研修(前期)」とを立案、実施した。これらの研修には、平成15年度に出された上記の結論に基づきeラーニングを大幅に導入した。<sup>(14)</sup>

##### (1) 平成15年度弁理士試験合格者に対する新人継続研修(後期)の実施

新人継続研修は、新人研修の研修課目から除かれた鑑定・判定、審決取消訴訟、外国出願実務等の課目についての研修を行い、新人研修を補完するもので、平成16年度は、平成15年度の弁理士試験合格者に対する「新人継続研修」が実施された。

平成15年度の新人継続研修の全19課目の内、14課目をeラーニング化し、残り5課目を座学研修とした。座学研修は3日間、eラーニングの配信期間は平成16年10月15日～12月14日の約2ヶ月とした。

なお、インターネットでの視聴が不可能な受講者に配慮して、ビデオによる集合研修も併用した。

新人継続研修の受講者数は、東京257名、大阪115名であり、修了者数は、東京133名、大阪62名であった。eラーニングは希望する会員にも有料で配信した。

また、東京高等裁判所、東京地方裁判所、大阪地方裁判所のご協力を頂き、「法廷傍聴」を開催した。東京は延べ8回で94名の参加があり、大阪は延べ1回で34名の参加があった。

##### ① カリキュラム(課目)及び講師

カリキュラム(課目)については、原則として前年度の新人継続研修のそれを踏襲したが、インターネットを利用したeラーニング研修を導入することとしたため、eラーニング化する課目と、従来からの座学集合形式のままの課目とを選別した。具体的には、特実・意匠・商標、それぞれの当事者系審判に関する講義、及び知的財産権実務演習については、従来とおりの座学集合形式の講義とし、鑑定・判定の実務や外国関係の課目等については、eラーニング形式の講義とした。

このeラーニング研修の詳細は以下のとおりである。

##### ● eラーニング研修(東京・大阪共通)

配信期間	課目	講師
10月15日(金) ～12月14日(火)	新規登録した弁理士としての心構え	弁理士 下坂スミ子氏
	税関における手続き	弁理士 橋本千賀子氏
	鑑定・判定の実務(特・実)	弁理士 伴 正昭氏
	鑑定・判定の実務(意)	弁理士 小谷悦司氏
	鑑定・判定の実務(商)	弁理士 安原正義氏
	外国特許出願の実務(米国)①	弁理士 神原貞昭氏
	外国特許出願の実務(米国)②	弁理士 神原貞昭氏
	外国特許出願の実務(EPC)	弁理士 箱田 篤氏
	外国特許出願の実務(PCT)	弁理士 宍戸嘉一氏
	外国特許出願の実務(アジア)	弁理士 朝日奈宗太氏
	外国意匠出願の実務	弁理士 青木博通氏
	外国商標出願の実務(欧米・アジア等)	弁理士 広瀬文彦氏
	外国商標出願の実務(マドプロ)	弁理士 竹内耕三氏
知的財産の経済的評価	弁理士 北村光司氏	
外国代理人による研修	米国特許弁理士 Steven Roberts氏	

また、講師については、原則として以前の新人研修でお願いしていた先生方に依頼することにした。

## ② 会場及び日程

e-ラーニング研修の導入により、東京における会場の手配に関する労力は大幅に軽減された。

東京における座学集合研修は10月4日(月)～10月6日(水)に灘尾ホールで行い、大阪における座学集合研修は10月13日(水)～10月15日(金)に大阪商工会議所で行った。

また、e-ラーニング研修の配信は10月15日(金)～12月14日(火)の2ヶ月間とした。

## ③ 受講料

昨年度の新人継続研修の受講料と同額(全課目受講で31,500円(税込み))とした。なお、e-ラーニング研修では、単課目受講制度は設けなかった。

## ④ 修了証書

前年度と同様に履修課目数が6割に達した受講生に対して、修了証書を授与することにした。

## ⑤ 講師会議

講師の先生方に研修所の方針(特にe-ラーニング研修について)を知っていただくため、東京は平成16年6月3日(木)に東京會館において、大阪は平成15年6月9日(水)に大阪国際交流センターにおいて、それぞれ講師会議を開催した。

## ⑥ 結果

受講者は、東京257名、大阪115名で合計372名であった。その中で修了した者は、東京150名、大阪71名で合計221名であった。

平成15年度の新人研修(前期)の受講者は、東京336名、大阪140名で合計476名であったから、平成15年度の新人研修(前期)の受講者の約78%が平成16年度の新人継続研修(後期)を受講したことになる。

## (2) 平成16年度弁理士試験合格者に対する新人研修(前期)の実施

平成16年度の弁理士試験合格者に対する「新人研修(前期)」は、座学研修とe-ラーニングとをバランスよく配置するとの観点から、カリキュラムが抜本的に見直された。新人研修の課目を、必修課目、概論課目、演習課目の3種類に分類し、概論課目(13課目)をe-ラーニング化し、必修課目(2課目)及び演習課

目(12課目)が座学研修で行われた。座学集合研修は7日間、e-ラーニングの配信期間は平成17年1月18日～3月16日の約2ヶ月であった。

新人研修の受講者数は、東京339名、大阪162名であり、修了者数は、東京275名、大阪140名であった。e-ラーニングは希望する会員にも有料で配信した。

「特許庁舎見学」も開催した。東京は延べ3回で111名の参加があった。

## ① カリキュラム及び講師

平成16年度の弁理士試験合格者は600名を越えるであろうとの推測とおり、最終合格者は633名であった。

そこで、平成16年度弁理士試験合格者に対する新人研修(前期)にあっては、1)平成15年度合格者への新人継続研修で成功したe-ラーニング研修をこの新人研修(前期)にも取り入れるとともに、2)東京の座学集合研修については合格者を実務経験に応じてコース分けし、3)さらに座学集合研修については、より実務に直結する演習形式の講義とすることをを行った。

## ② 会場及び日程

東京における座学集合研修の会場は、原則として平成15年度と同様に明治学院大学とした。大阪における座学集合研修の会場も、原則として平成15年度と同様に大阪商工会議所とした。e-ラーニング研修の配信期間は、平成17年1月18日～3月16日とした。

## ③ 受講料

e-ラーニング研修の導入及び講師数の増加に伴い、受講料は、全課目受講で73,500円(税込)(昨年度は63,000円)とした。

## ④ 修了証書

必修課目を履修すると共に履修課目数が6割に達した受講生に対して、修了証書を授与することにした。

## ⑤ 特許庁舎見学

特許庁見学は、平成17年3月1,2,3日の3日間にわたって行われた。

## ⑥ 結果

受講申込者は、東京339名、大阪162名で合計501名であった。

修了者は、東京276名、大阪140名で合計416名であった。

そして、平成16年度の新人研修(前期)の日程表は

(例えば東京会場及びe-ラーニング研修)以下のとおりである。

(3) 平成16年度の研修所所報によれば、その基本活動方針の1つとして、

「1,600人規模の新規合格者が予測される状況での、新規合格者に対する研修方法、とりわけe-ラーニング及びIT研修の導入を視野にいれ、研修場所、カリキュラム、講師、など抜本的な検討を行い、順次実施に移す。」と述べている。<sup>(15)</sup>

このように新人研修のe-ラーニング化によって、急激に増加した弁理士試験合格者に対する研修にも十分対応できるようになった。また、この新人研修で採用されたe-ラーニング研修によって、いつでも、どこでも研修ができるユビキスタス化を実現できる基礎ができたのである。

そして、その後に来る法定の会員の継続研修及び実

務修習も円滑に行うことができるようになったのである。

#### 4-5 新人養成研修

平成22年度に、日本弁理士会研修所では実務経験の浅い会員を対象として新人養成研修(特許)を開始し、平成24年度に同様の趣旨で新人養成研修(商標)を開始した。

##### (1) 新人養成研修(特許)

この研修の案内(平成24年度版)は以下のようになっている。

「本研修は、特許明細書の作成経験が少ない弁理士の明細書作成スキルをつけるための少人数制の演習です。受講者が課題に基づき作成した特許明細書に対して、第一線で活躍中の講師陣から個別に添削及び講評を受けることができます。」となっており、対象者は弁理士登録者であって、主として、平成20~23年度実務修習修了者となっています。

#### 平成16年度新人研修(前期) Aコース・Bコース カリキュラム [東京会場]

##### ●座学集合研修

会場	月日		No.	時間	課目	クラス1 講師	クラス2 講師	クラス3 講師	クラス4 講師
	Aコース	Bコース							
砂防会館	1/18(火)			12:00~12:40	開講式 研修所所長挨拶、日本弁理士会会長挨拶、特許庁挨拶、ガイダンス				
			1	13:00~15:00	弁理士法等		弁理士 中島 淳		
			2	15:10~17:10	弁理士倫理		弁理士 伊丹 勝		
2月21日(月) 明治学院大学 1301教室 3月7日(月) 明治学院大学 3201教室	2/21(月)	3/7(月)	3	9:30~12:30	業務受任演習		弁理士 石川 泰男		
			4	13:30~16:30	情報・調査演習		弁理士 鈴木 利之		
明治学院大学 1405・1406・1455・1456教室	2/22(火)	3/8(火)	5	9:30~12:30	明細書作成演習「電気」	弁理士 真田 有	弁理士 土井 健二	弁理士 上村 輝之	弁理士 鈴木 正剛
			6	13:30~16:30	明細書作成演習「機械」	弁理士 保科 敏夫	弁理士 弟子丸 健	弁理士 寺崎 史朗	弁理士 津久井 照保
	2/23(水)	3/9(水)	7	9:30~12:30	明細書作成演習「化学」	弁理士 小野 信夫	弁理士 吉井 一男	弁理士 本多 一郎	弁理士 長濱 範明
			8	13:30~16:30	審査対応実務演習「電気」	弁理士 岡本 啓三	弁理士 伊丹 勝	弁理士 井上 誠一	弁理士 谷田 拓男
	2/24(木)	3/10(木)	9	9:30~12:30	審査対応実務演習「機械」	弁理士 内田 和男	弁理士 楠調 昌之	弁理士 渡部 温	弁理士 田村 爾
			10	13:30~16:30	審査対応実務演習「化学」	弁理士 濱田 百合子	弁理士 紺野 昭男	弁理士 千且 和也	弁理士 廣田 浩一
	2/25(金)	3/11(金)	11	9:30~12:30	意匠登録出願の実務	弁理士 谷口 登	弁理士 峯 唯夫	弁理士 中川 裕幸	弁理士 五味 飛鳥
			12	13:30~16:30	審査対応実務演習(意匠)	弁理士 佐藤 英二	弁理士 松下 満	弁理士 松原 美代子	弁理士 吉田 親司
	2/28(月)	3/14(月)	13	9:30~12:30	商標登録出願の実務	弁理士 足立 泉	弁理士 押本 泰彦	弁理士 古関 宏	弁理士 加藤 ちあき
			14	13:30~16:30	審査対応実務演習(商標)	弁理士 広瀬 文彦	弁理士 藤倉 大作	弁理士 西村 雅子	弁理士 近藤 史代
都市センターホテル	3/17(木)		15	12:00~13:30	特許戦略	日本知的財産協会			
			16	14:00~16:00	講演会	弁理士 丸島 儀一			
				16:30~17:10	修了式				
				17:30~19:00	懇親会				

平成 16 年度新人研修（前期）カリキュラム [e-ラーニング研修]

● e-ラーニング研修

配信期間	No.	課 目	講 師
平成 17 年 1/18（火）～3/16（水）	1	登録の手続	特許庁 片野 正
	2	明細書作成の実務（概論）	弁理士 山内 康伸
	3	特・実審査対応実務（概論）	弁理士 小林 保
	4	意匠登録出願の実務（概論）	弁理士 峯 唯夫
	5	意匠審査対応実務（概論）	弁理士 藤本 昇
	6	商標登録出願の実務（概論）	弁理士 中川 博司
	7	商標審査対応実務（概論）	弁理士 中田 和博
	8	審判概論（特・実）	弁理士 樺澤 聡
	9	審判概論（意）	弁理士 杉本 文一
	10	審判概論・異議申立概論（商）	弁理士 竹内 耕三
	11	著作権法概論	弁理士 松倉 秀実
	12	不正競争防止法概論	弁理士 松田 治躬
	13	契約の基礎知識	弁護士 黒岩 俊之
	14	ライセンス契約	弁護士 末吉 互

開催場所は東京と大阪で、それぞれ 24 年 9 月～12 月にかけて全 5 回開催されます。

カリキュラムは以下のとおりです。

(2) 新人養成研修（商標）

この研修の案内（平成 24 年度版）は以下のようになっている。

「本研修は、商標の実務経験が少ない弁理士のため

の少人数制の演習です。受講者が課題に基づき作成した調査報告書や意見書に対して、第一線で活躍中の講師陣から個別に添削及び講評を受けることができます。」となっており、対象者は新人養成研修（特許）と同じく弁理士登録者であって、主として、平成 20～23 年度実務修習修了者となっています。

開催場所は東京で、それぞれ 24 年 9 月～12 月にかけて全 4 回開催されます。

<東京>

回	課題のテーマ	担当講師	
1	実施例追加と発明の単一性－食材取扱装置に関する発明－	弁理士 磯貝克臣	弁理士 香坂 薫
2	解決課題の把握とその記載、課題解決手段の記載等	弁理士 菅原峻一	弁理士 泉 克文
3	複数請求項の意義－システム系発明を題材に	弁理士 小原寿美子	弁理士 青木 充
4	発明の多面的保護－点検口への蓋の取付けに関する発明－	弁理士 寺地拓己	弁理士 西木信夫
5	数値限定クレーム－不織布に関する発明－	弁理士 石橋良規	弁理士 吉田玲子

<大阪>

回	課題のテーマ	担当講師
1	解決課題の把握とその記載、課題解決手段の記載等	弁理士 中村 敬
2	実施例追加と発明の単一性－食材取扱装置に関する発明－	弁理士 香坂 薫
3	発明の多面的保護－点検口への蓋の取付けに関する発明－	弁理士 中島正博
4	数値限定クレーム－不織布に関する発明－	弁理士 山田牧人
5	複数請求項の意義－システム系発明を題材に	弁理士 青木 充

カリキュラムは以下のとおりです。

(3) この新人養成研修(特許)(商標)は、実務修習を修了し、新人研修を修了した者を対象に、更に実務のスキルをつけるため少人数制の演習型研修として企画されたものである。

これらの研修は、普段、OJTを受ける機会が少ない弁理士にとって絶好の機会となっており、このカリキュラムを見ても分かるように、各回とも担当講師2人(1人がベテラン講師、1人は新人講師)を採用しており、新人講師がベテラン講師について講義ができるようになっていて、これにより講師の養成にも寄与している。

#### 4-6 講師の確保

##### ①新人研修

日本弁理士会では、従来より行ってきた新人研修(後期)を担当していただいていた、弁理士を基本的に新人研修の講師として選定した。

また、講師の交代に際しては、研修所で交代講師を精査して講師を依頼している。

##### ②新人養成研修

平成21年度研修所報中の総務企画部における「新人養成講座の開設」で次のように述べている。<sup>(16)</sup>

「分野別の専門的弁理士を育成するという観点から、プログラム及び講師の選定については、各実務系専門委員会に委嘱することが適切であると考える。」

これを受けて、新人養成研修(特許)は特許委員会、新人養成研修(商標)は商標委員会に、研修のプログラム及び講師の選定について委嘱している。

#### 4-7 新人研修・新人養成研修と知財人材育成

現在の新人研修は、実務修習の修習科目にはない鑑定・判定、審決取消訴訟、外国出願実務等の課目についての研修を行うもので、実務修習を補完するものである。

なお、実務修習では概論のみの審判については、新人研修で査定系及び当事者系審判の両方について詳細

な研修を行っている。

また、新人養成研修は実務のスキルをつけるための演習型研修である。

このように新人研修や新人養成研修は実務修習を補完するものであり、この点から新人研修や新人養成研修は知財専門人材として更に必要な技能及び高度の専門的応用能力を修得させるための人材育成に寄与しているといえる。

#### 5. その他

日本弁理士会が実施する研修には上記の実務修習、新人研修、新人養成研修のほか、会員に対する継続研修、能力担保研修、知財ビジネスアカデミー(IPBA)事業による研修等がある。

##### (1) 継続研修

継続研修は既に日本弁理士会に登録している弁理士(既登録弁理士)の専門能力の維持・向上を図る観点から継続的に行う義務研修(法定研修)であり、5年間に70単位(倫理研修10単位、業務研修(必修・選択)60単位)の履修が義務付けられている。

なお、指定された外部研修の受講、研修講師を行った場合、研修科目に関連する著作を行った場合は、単位取得に上限が設けられているものの、当該科目を受講したものとする、単位のみなし付与の制度が設けられている。また、一定の場合に研修の軽減、免除の制度も設けられている。

##### (2) 能力担保研修<sup>(17)</sup>

能力担保研修とは、弁理士法第15条の2に規定する特定侵害訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力に関する研修であって、経済産業省令で定めるものをいうが、ここでいう経済産業省令で定める研修は、日本弁理士会が、次にあげる事項について講義及び演習により行うものとし、当該研修の総時間数は45時間以上としている。(施行規則第13条参照)

- ① 特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関すること。
- ② 特定侵害訴訟の手続きに関すること。

回	課題のテーマ	担当講師
1	調査報告書の作成、マドプロ対応	弁理士 加藤ちあき 弁理士 石塚勝久
2	意見書の作成①(第4条第1項第11号違反の拒絶理由)	弁理士 久門保子 弁理士 佐藤俊司
3	意見書の作成②(第3条第1項各号違反の拒絶理由)	弁理士 神林恵美子 弁理士 青島恵美
4	意見書の作成③(2つ以上の拒絶理由、その他の拒絶理由)	弁理士 石井茂樹 弁理士 可兒佐和子

- ③ 特定侵害訴訟における書面の作成に関すること。
- ④ 訴訟代理人としての倫理に関すること。
- ⑤ その他特定侵害訴訟に関し必要な事項。

(3) IPBA 事業による研修

PBA 事業の研修は、知的財産推進計画において日本弁理士会に育成が促されている「総合アドバイザー型弁理士」を育成するための研修であり、知財経営コンサルティング、知財人材育成、知財創造支援等の新しい業務域に関する研修であり、この IPBA 事業の研修にあたっては、この分野で経験豊富な講師を日本弁理士会内外から招き、種々の研修を実施している。

6. おわりに

研修所における知財人材育成のための活動、とりわけ実務修習および新人研修から見た知財人材育成のための活動について、実務修習制度および新人研修の詳細について述べたが、これにより実務修習および新人研修が知財専門人材の育成・確保に寄与していることが理解されるものと思慮される。

更に、知財マネジメント人材やグローバル知財人材の育成・確保はその後の会員研修に委ねることになるが、日本弁理士会が企画運営する新人研修において

は、上記の知財マネジメント人材やグローバル知財人材の育成・確保のための基礎となる研修も取り入れることを考慮すべき時期に来ているものと思慮される。

以上

注)

- (1) 弁理士の実務修習制度に関する検討会報告書（平成 19 年 10 月）P3, 4, 21
- (2) 弁理士の実務修習制度に関する検討会報告書（平成 19 年 10 月）P5-11
- (3) 平成 20 年度研修所報 P27-31, P40-44
- (4) 平成 21 年度研修所報 P38-47, P82-88
- (5) 平成 22 年度研修所報 P18-22, P59-64
- (6) 平成 23 年度研修所報 P15-19, P57-62
- (7) 改訂版 条解・弁理士法 P121
- (8) 改訂版 条解・弁理士法 P119, 120
- (9) 弁理士制度 100 年史 P108
- (10) 昭和 60 年度研修所報 P8
- (11) 平成 15 年度研修所報 P5-6, P25-27
- (12) 平成 15 年度研修所報 P6
- (13) 平成 16 年度研修所報 P6, P15-16, P28
- (14) 平成 16 年度研修所報 P6-7, P16-18, P29-31
- (15) 平成 16 年度研修所報 P1
- (16) 平成 21 年度研修所報 P13
- (17) 改定版条解・弁理士法 P115-116

(原稿受領 2012. 11. 5)

読者の声

投稿のお願い

本誌における情報、言論の流れはとかく一方通行に終わりがちであり、編集に携わる会誌編集部としては本誌が読者に如何に読まれているか一寸気になります。

「読者の声」欄に、筆者への反論、編集者への注文などを E メールにてお寄せください。

●あて先：日本弁理士会 広報・支援・評価室「読者の声」係

TEL：(03)3519-2361 FAX：(03)3519-2706

投稿原稿はこちら…[patent-bosyuu@jpa.or.jp](mailto:patent-bosyuu@jpa.or.jp)

※500字程度で、氏名・年齢・職業・連絡先を明記の上、投稿ください。

※掲載の都合上一部を手直しすることがありますので予めご了承ください。